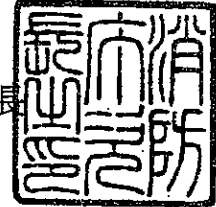




消防安第168号  
消防危第162号  
平成17年8月2日

各都道府県知事 } 殿  
各指定都市市長 }

消防庁次長



火災予防条例（例）の一部改正について（通知）

「林野火災の有効な低減方策検討会報告書」（平成17年3月28日）において、火災に関する警報の発令中に一定の条件のもと喫煙を制限し、出火防止を図ること等とされたことに伴い、現行の「〇〇市（町・村）火災予防条例（例）」（昭和36年11月22日付自消甲予発第73号）の一部を別添のとおり改正することとしました。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、執務の参考とするとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第1 喫煙の制限について

山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市（町・村）長が指定した区域内において喫煙をしないこととしたこと。

第2 ボイラーの蒸気管を被覆する遮熱材料について

現在使用することが想定されない石綿について、ボイラーの蒸気管を被覆する遮熱材料の例示から削ることとしたこと。

第3 その他

所要の規定の整備を行うこととしたこと。

第4 施行期日

施行期日は、公布の日としたこと。ただし、第4章の章名の改正規定は平成17年12月1日から施行することとしたこと。

連絡先

（林野火災関係）

防災課 所、信夫（しのぶ） 03-5253-7525

（その他）

予防課 長岡、小澤 03-5253-7523

〇〇市(町・村) 火災予防条例の一部を改正する条例(例)

〇〇市(町・村) 火災予防条例(昭和〇〇年〇〇市(町・村) 条例第〇号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「石綿」を削る。

第二十九条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市(町・村)長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

第四章の章名中「基準」を「基準等」に改める。

第四章第一節の節名中「基準」を「技術上の基準等」に改める。

第四章第二節の節名中「基準」を「技術上の基準等」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四章の章名の改正規定は、平成十七年十二月一日から施行する。

火災予防条例（例）

（昭和三十六年十一月二十二日 自消甲予発第七十三号 都道府県知事・指定都市市長あて 消防庁長官）

○本則による改正

新

（ボイラー）

第四条 ボイラーの構造は、次に掲げる基準によらなければならぬ。

- 一 蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分を、けいそう土、石綿その他の遮熱材料で有効に被覆すること。

二 （略）

2 （略）

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）  
第二十九条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならぬ。

一 四 （略）

五 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあるとして認め、市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

六 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

七 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

旧

（ボイラー）

第四条 ボイラーの構造は、次に掲げる基準によらなければならぬ。

- 一 蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分を、けいそう土、石綿その他の遮熱材料で有効に被覆すること。

二 （略）

2 （略）

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）  
第二十九条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならぬ。

一 四 （略）

五 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。  
六 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

第四章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び  
取扱いの技術上の基準等  
第一節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上  
の基準等

(略)

第二節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第四章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び  
取扱いの技術上の基準  
第一節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準

(略)

第二節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの基準